

同 意 書

高知県香美市長 様

被保険者に対して事業者が実施する特定福祉用具販売について、被保険者及び事業者は、香美市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）に従い、介護保険法及び香美市介護保険条例施行規則等（以下「関係法令」という。）を遵守することを誓約し、下記の留意事項を承諾して、誠実に受領委任払いを行うことに同意します。

年 月 日

被保険者 住 所

氏 名

㊞

事 業 者 所 在 地

事業者名

代表者名

㊞

【留意事項】

- 1 受領委任払いは、要介護認定又は要支援認定を受け、在宅で介護を受けており、かつ給付額減額及び支払方法の変更の措置を受けていない方が対象です。
- 2 特定福祉用具を購入後、被保険者は介護保険給付の対象となる福祉用具購入費の被保険者自己負担額を事業者に支払い、事業者はその領収書（領収日、被保険者氏名、購入費用全額（10 割分の額）、被保険者自己負担額を記載したもの）を被保険者へ発行してください。
- 3 福祉用具購入費支給申請書の受付期限は、毎月末日で、その翌月末日までに介護保険給付の対象となる福祉用具購入費の介護保険給付額を支払います。
- 4 福祉用具購入費の支給に関して必要があると市長が認めたときは、事業者に対して報告、帳簿書類の提出、出頭を求め、又は質問し、事業者への立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査することがあります。なお、関係法令、取扱要領またはこの留意事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従ってください。（介護保険法第 76 条）